

高等学校等に係る教育無償化等の推進に関する法律案 概要

I 趣旨

教育を取り巻く
環境の変化

- ・家庭の経済的な状況による格差が拡大
- ・生徒等の負担が地域間において不均衡
- ・生徒等の需要が多様

→ **高等学校等^(*)に係る教育無償化等
(教育の無償化並びに多様化及び質の向上)**
に関する施策の推進

(*) 高等学校等の範囲は、高等学校等就学支援金制度と同じ。

2 基本理念

生徒等が受ける教育の内容を自ら選択する経験を通じて、成年に達した高等学校等の修了の時までにその選択に従って進路に係る決定をすることができるようにするため、次の事項を基本として行わなければならない。

① 教育の機会均等

- ・経済的な状況にかかわらず進学する高等学校等を選択
- ・在学する高等学校等の内外を問わず生徒等が教育を受けることに対する支援

② 教育の多様化及び質の向上

- ・多様な教育の機会の提供、教育の内容を自ら選択する機会の充実
- ・教育を行う者間の適正な競争関係を確保

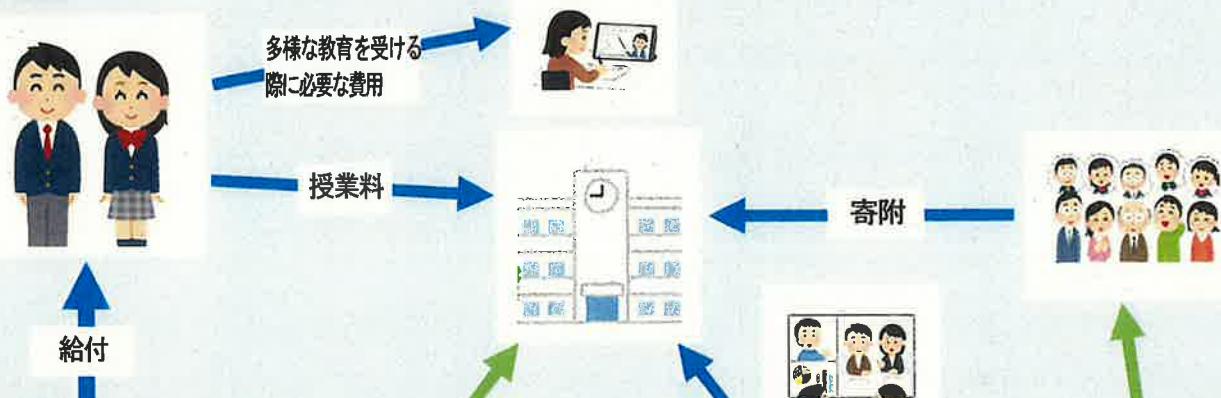
3 国の責務

基本理念にのっとり、都道府県と協力しつつ、高等学校等に係る教育無償化等に関する施策を総合的に策定・実施

4 法制上の措置等

必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる（法制上の措置は施行後2年以内を目途）。

5 基本方針



①個々の生徒等に対する給付

- ・授業料及び学校の内外を問わず生徒等の選択に応じた多様な教育を受ける際に必要な費用に充てることができる給付
- ・給付額は高等学校等の種別その他事情を勘案
- ・高等学校等（給付を授業料に充てるものに限る。）は、給付額を超えて授業料の負担を原則として求めることができない。

②多様で質の高い教育の機会の確保

- ・単位制課程への移行、他の高等学校等で修得した単位の認定の促進
- ・施設等の共用等の設置の基準に係る弾力的な運用
- ・経営が困難な場合の収容定員の適正化、廃止及び設置者の変更のための環境の整備等

③特色を生かした質の高い教育を行う高等学校等に対する補助

- ・あらかじめ、多様で質の高い教育又は高等学校等の経営に関し優れた識見を有する者で構成される会議（高等学校等教育諮問会議（仮称））に諮問

④私立の高等学校等の自主的な財政基盤の強化、積極的な教育の質の向上のための寄附の促進

- ・必要な措置を、税制の整備に重点を置きつつ講ずること。